

第四十回 参議院商工委員会會議録第二十三号

昭和三十七年四月十八日(水曜日) 午前十時三十六分開会

委員の異動 本日委員樺繁夫君辞任につき、その補欠として阿具根登君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君

理事 赤間 文三君 劍木 亨弘君

委員 上原 正吉君 大泉 寛三君 川上 為治君 高橋進太郎君 吉武 恵市君 阿具根 登君 阿部 竹松君 近藤 信一君 吉田 法晴君 田畑 金光君

政府委員 通商産業省 石炭局長 今井 博君 通商産業省 山保安局長 八谷 芳裕君 事務局 常任委員 小田橋貞寿君 会専門員 日本石炭 協会展長 萩原吉太郎君 日本石炭 鉱業連 長岡 孝君

日本炭鉱労働組合事務局長 岡 松雄君 全国石炭鉱業労働組合中央執行委員 早立 栄司君 全国鉱業市町村連合会会長 坂田九十百君 九州鉱害対策被害者組合連合会会長 栗田 敦雄君

本日の会議に付した案件 ○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○産炭地域振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付) ○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法案、鉱山保安法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

本日は、三案につきましてはお手元に配付いたしましたプリントのおとおり、六名の参考人の方から意見を伺うことにいたしました。なお、昨日報告いたしました参考人のうち、全国石炭鉱業労働組合書記長菊地勇君は、都合が悪く出席できない旨連絡がありましたので、同組合中央執行委員早立栄司君に出席を求めましたので、御報告いたしておきます。

○委員長(武藤常介君) 委員の異動がありましたので御報告いたします。本日樺繁夫君が辞任され、その補欠として阿具根登君が選任されました。

○委員長(武藤常介君) それでは、参考人の皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多用のところ本委員会のために御出席を賜り、まことにありがとうございます。委員一同にかわり厚くお礼を申し上げます。

石炭問題の重要性につきましては、私から申し上げるまでもなく、特に昨年来その対策が強く叫ばれ、諸種の施策が講ぜられて参つたのであります。が、今回提案されました合理化法改正案外二件の審査にあたりまして、すでに御連絡申し上げましたとおり、合理化政策に関連する石炭政策、産炭地域振興政策、産炭地における閉山後の住民対策、合理化法改正と鉱害問題等、諸般の問題について、特に御造詣の深い皆様方から忌憚のない御意見を伺い、私どもの今後の審議に資したいと存する次第でございます。

なお、議事の進め方でありまして、最初に御一人大体十五分程度で御意見を述べ願いたい。御意見開陳が全部終わりました後に各委員から質問を行なうことといたしたいと存じますが、萩原、長岡両参考人からよんどころない御用のため早目に退席いたしたい旨の申し出がありましたので、両君に対する質疑は、両君の御意見開陳に引き

続いて行なうことといたしますので、各位の御了承をお願いいたします。 それではまず日本石炭協会会長萩原吉太郎君にお願いいたします。

○参考人(萩原吉太郎君) 日本石炭協会会長の萩原でございます。本日のお呼び出しの中で、特に合理化政策に関連する石炭政策についてという一項がついております。これを中心として意見を申し述べさせていただきます。思っている点がございます。

昨年において、石炭問題の問題点というものは、非常にはつきりして参つたようでありまして。しかし私は、この個々の問題にわたらず、石炭経営者自身が努むべきことは何であると考えているか、これが第一であります。

第二に、石炭鉱業はいろいろ政府に陳情し、要請はいたしておりましたが、どういふ考えで要請しているか、その根底の思想につきまして、合理化政策に関連させながら申し上げたいと思っております。

石炭協会では、石炭鉱業の努むべきことは、スクラップ・アンド・ビルドを實行することが中心であると考えております。また、これが石炭政策の本筋であるろうと考えておるのでございます。 能率の向上、原価の引き下げは、全産業を通じて経営の常道でございます。石炭鉱業の場合、消費構造の変化によって重油に圧迫されていく避けがたい運命にありますだけに、その産業の存続をかけての重要な課題なのでございます。もとより、これだけで燃料革命に対抗し得ませんことはもちろん

でありまして、まず、これを實行しなければ、他の政策の効果はあげられないと考えておるのでございます。 国家経済の観点からいって、換言すれば、エネルギーのセキュリティのために石炭鉱業の存続は絶対に必要であるというところは、今日議論の余地がないようにございます。 関連産業のエネルギー・コストを少しでも引き下げるようにしてその存続をはかることが、石炭鉱業の経営者の責任であると考えております。そこで、スクラップ・アンド・ビルド方式が石炭鉱業者の努むべき石炭打開策の最大の眼目と信じているのでございます。 世界の石炭政策は、スクラップ・アンド・ビルドの遂行に重点をおいております。わが国においても、昭和三十四年の石炭合理化法で、スクラップ・アンド・ビルドが法案のかなめとなつております。しかるに、その後の経過を顧みますと、石炭鉱業は能率の向上において計画以上の実績を示しました。

それにもかかわらず、原価は計画どおりに下がらず、他面千二百円の値下げを忠実に実施して参りましたために、各企業の業績は極度に悪化したために、そのために金融の道は閉ざされ、増加資金は期待し得ない。そのため、スクラップ・アンド・ビルドの遂行は困難な状態に立ち至つたのが現状でございます。その原因を考えますと、千二百円引き下げ決定にあたり、政府が言明した財政的措置は講ぜられておりません。また、物価の高騰、運賃の引き上げ等によって、こう

した状態に追い込まれたのでございませぬ。

昨年未末、石炭政策が再び重大な問題として大きくクローズアップされましたのも、こうした結果でございまして、起こるべくして起こってきたのでございませぬ。加うるに、スクラップ・アンド・ビルドの結果として、多くの離職者を生み、五千五百万トンのワクに縛られている関係上、能率の向上をすればするほど離職者を生まなければならぬという結果となつていましてございませぬ。三十四年の石炭合理化法においては、この離職者の社会的側面に対する対策が不十分でありましたこともまた、石炭問題が今日大きな問題として再燃した原因でもあります。本日付議されます石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正は、この実情にかんがみて、これが欠陥補正のための予算措置を実施するための手続と思ひます。一步問題の解決に前進したものでございませぬが、率直に申し上げますれば、これでは全く不十分であり、継続的措置にすぎませぬ。石炭鉱業の問題を根本的に解決するものに足るとは考えられないのであります。しかし、本月四日政府が示しました新政策によつて、はつきりと路線が敷かれ、積極的意図を示されておりますので、私は、今後の政府の措置に多大の期待をかけまして、緊急措置として、この一部改正案が成立することを望んでいるのでございませぬ。

去る五日、政府の提示いたしました政策を見ますと、総合エネルギー政策の確立を約束したことは、問題の核心に取り組みとするものであり、また、人員整理の問題に秩序を与えん

とするものであり、しかも、特段の金融措置をするとの約束をいたしているでございませぬ。この機会をお借りして、議員の皆様、政府がその新政策の具体化を強く実行いたしますよう御協力下さいますようお願い申し上げます。次第でございませぬ。

政府は、労使双方に対して、一時合理化計画を中止させ、また、紛争行為を禁じてまで約束いたしましたものでありますので、あえて政府みずから新たな責任の生ずることを承知の上でこの新政策を示されたものであります。この前向きな姿勢は、従来ないことであり、私は政府の熱意を信頼するものでございませぬ。これが、ただ、問題を他日にずらすというふうな結果になるようなことは、断じて許されぬこととてございませぬ。

次に私は、この機会に、石炭協会が政府に、石炭鉱業存続再建のために諸般の政策を実施するよう、政府に要望してあり、また、関連産業に協力を求めておりますのは、単に救済とか同情とかを願つているものではない、国家繁栄のためにかくあるべきであるといふことを言つているのであるとてございませぬ。自由主義経済のもとにあつては、自由競争が原則であり、エネルギーの自由選択が常道だ、これが経済発展に役立つのだという考えがございませぬが、そもそも自由主義経済の思想は、私企業の立場に立つて自由競争により優勝劣敗による、それが即経済の繁栄をもたらすものであるといふこの思想は、二十世紀後半においては修正されなければならぬと思つていまして、つとに二十世紀における正統派経済学の

泰斗であるアルフレッド・マーシャルが、国家総体の繁栄という立場を基礎として、自由主義経済の思想を生かすことが二十世紀後半の課題なりと喝破いたしておるのでございませぬ。現に世界先進国の実情を見ましても、西独の社会市場経済、またアメリカの二重経済、フランスの混合経済もこの思想の方向をたどつていると見られるのでございませぬ。国民経済的に考えますれば、各産業の調整のとれた発達を望ましいのでございませぬ。また、野放し自由競争に経済をゆだねるわけにはいかないのであります。国家経済の危険と不安なき経済の安定性を考えなければならぬのでございませぬ。ここに、エネルギー安定のために石炭鉱業の存続を消費構造の発変にもかかわらずはかなければならぬ論拠があるものでございませぬ。もし石炭鉱業が国家繁栄に對し意義がないか、または意義がなくなつた場合には、政府は混乱なき廃止をはかることが仕事となるのでございませぬ。外国資本によりエネルギー支配の危険、一朝有事の際のエネルギーの途絶の危険を防止するために、国内のエネルギーが大切であるといひますれば、政府がこれが存続のために財政的金融的処置を講じますといふことは、私企業の救済とか同情とかいふものではないのであります。燃料革命に直面してはいるといふこの特段の状態のもとにあつて、私企業の力だけでは存続をはかることができないからなのでありますから、政府が国民経済的立場から、これに協力して、石炭産業の存続をはかることとてございませぬ。これは救済といふべきものではなく、当然の国家の経済政策と見るべき

ものだと考えるのでございませぬ。財政的金融的処置を講ずるにあつて、とかく一私企業を国民の税金をもつて救済することはあやまつていられるかのごとき議論をなす人もあります。また、他産業との財政処置のバランスの上から異論を差しはさむ向きもありますが、私は、政府は当然なすべきことをなすといふ信念のもとに効果のあるような資金処置を断行していただきたいと願つてやみませぬ。自由主義経済の運営は確かに競争ではありませんが、その競争によつて弱者を減らしていくよりは、国民経済の繁栄には、その弱者を強めて、生かしていくことのほうがよりすぐれた自由経済の運営だといふことを、御承知のケネディ大統領の最高ブレインであるガルブレイスは言つておるのであります。また彼の名著「ゆたかな社会」におきまして、自由主義経済のもとにあつて、自由競争と経済の安定とは絶えず同調すべきものであることを見のがしてはいることは間違いないこととて言つておるのでございませぬ。

なお、他の二法案につきましても、特に私がここに意見を申し上げますまでもないと思ひます。ただ一点、産炭地に事業を起し、離職者を石炭鉱業みずからの手で収容しようといふことは石炭各社の熱願であります。その新規企業に對しまして、産炭地域振興事業団法案に掲げる施策のうち、この方面に特段の御配慮をお願いしたいと思いますのでございませぬ。

○委員長(武藤常介君) 次に、日本石炭鉱業連合会専務理事長岡孝君にお願

いいたします。

○参考人(長岡孝君) 日本石炭鉱業連合会の長岡でございます。本日は、参議院におかれまして三法案、特に合理化政策に関連する石炭政策について、私どもに参考人としての意見をお求め下さいましたこととまことに光栄と存する次第でございませぬ。

経営者の側の基本的覚悟並びに認識と申しませぬが、さようなことにつきましては、ただいま日本石炭協会長から親しくお話しがございましたので、大筋のことにつきましてはすべて略させていただきます。日本石炭協会の所屬以外の、中には五十万トン以上も出しております炭鉱もあるものであります。全固にわたる、昨年の半ばで約五百二十五ほどの炭鉱の経営者の側を代表いたしましたので、何か今日の時点において御参考になるかと思われぬ点を具体的に二、三申し上げたほうがよろうかと存じておりました。

一番始めは、俗にいいます中小炭鉱が、いかに金に、ことに設備の金に窮乏で苦しんでおるかといふことを少しく具体的に御耳に達したらどうかと思つておりました。

最近、私どもの仲間の炭鉱から、八十一ほどの炭鉱から取りました資料を調べて参りますと、昭和三十五年度に設備投資としては四十二億円の金を投じたのだ。投じた実績を書いてくれと、こう言つて出しましたところが、四十二億円のものを投じたのだ、こう書いてあるのであります。それで前々、いろいろの席で申述べておりますように、なかなか、いわゆる大手炭鉱に比べまして、一鉱一炭坑が多いのでございませぬので、これは大観いたしますのに、信用力その他も少

ない中で、どうしてそんな金を投じられたかと思ひくらくらいでございます。それが、それに對して國のほうの金が、國の機關から出た金がどのくらいあるだろうかというのを調べてみましたところ、御案内の、三十五年からは始まりました近代化資金というのが、第一種で二億二千万円ほど、第二種で一億一千万円ほど、合計三億四千万円ほどが三十五年度に借りられたわけでございます。そのほかには國家關係の金融機關は、開銀、中小公庫というのがございまして、これらからも相當の規模の大きい炭鉱は金を借りられるわけでございます。幾ら借りているかというのを見ましたら、三十五年度において、開銀のほうから八億一千万円ほど、中小公庫から六億四千万円ほど借りられたらうでございます。ところが開銀のほうに對しましては、その年に、その年度に七億六千万円返しております。八億一千万円借りて七億六千万円返してしまつておる。中小公庫のほうからは、六億四千万円借りて五億四千万円返してしまつておるのでございます。したがって、開銀のほうの正味手に残る金は四千万円ほどになる。公庫のほうは一億円ほどになる。合計しまして一億四千万円ほどにしか純増はならないという勘定になりました。先ほどのせつかく三十五年度から始まりました近代化の無利子のお金の三億四千万円を加へましても、四億九千万円ほどのものしかならない。そのものを合せて、先ほど申しましたように四十二億円ほどの設備資金を投下したのだと、こういうことは、どうもどうしてそやうなできたかといふの

は、むしろ不思議なくらいなものでございます。さういふ状態でありまして、これが三十六年度に入り、今年は三十七年度でございますから、さういふことができれば、まだしもまだしも思ひますけれども、昨年度から本年度に入りましては、御案内のとおり、諸炭鉱資材の値上がりと一緒に金融の大きな引き締めがございしますので、本年度あたりはおそらくさういふ姿でありましたら、経営を続けていくことはもうむずかしいのではないだろうかといふふうにさへ思つておるのでございます。

しかし一方御案内のように、自衛上も、やはり仕上がりは安くして参りませなければなりませんので、勢い炭は相當設備をよくして出さなければならぬ。それでは、三十七年度に、先ほどの八十一億の炭鉱は、一体どのくらいの設備資金を投するつもりなのかという質問に對する答へは、五十八億円ほどの設備資金に投じたいのである。一体それはどうして手に入れるだろうかといふふうに心配をいたしていただくわけでございます。そこで、先ほど萩原会長もお触れになりました、四月六日の政府の閣議決定でございますが、特段の金融措置を、合理化、近代化といふような方面について考へると、こういうことではなみならず、特段といふことはなみならず、額につきましても、なみなみならず新たな取り扱ひをなさる御所信でございます。それから流れます實際のルートについても、特段といふことは普通ではない、まあ非常なといふは普通ではない、まあ非常なといふは普通ではない、考へられないくらの道をあけて流

れるようになさる、こういう御所信だろうと確信いたしては、先ほど日本炭協会長も申されましたように、わが日本の政府に、ほんとうに信頼をいたしまして、特段の政府機關からの金の流れる方法を、額においても、筋道においても、お開きをいただけるものだろうと確信をしておりますので、國會におかれまして、さういふ観点を特にお強めをいただきたいと思つております。金の話は、御案内のように、日本の一流の一般紙においても、すでに述べておられますし、石炭炭業だけでなく、日本の産業界を代表してあります経団連のエネルギー対策委員長の言葉においても、国はけちけち金を出し惜しみすることなく、この際思い切つて出さないと、将来國のために得ではないと思つておられる、いずれも述べておられます。今日においては皆、先生方はもとより、日本の世論であると思つておられるので、これは大手、中小を問うわけはございませぬが、特に中小の側がさういふ羽目に陥つておられることを、お耳に達ししている次第でございます。

次に、今度はやめていくほうの炭鉱の話でございます。御案内のように、六百三十万トンの現在の炭鉱整備のワケは、今七十万トンでありますか、百万トンでありますか、新年度に就いては、新しい方式によつて、六百二十万トンのワケが、本日意見を聞きにな

りました合理化法に盛られて進む予定でございます。いずれもけつこうなことでございしますが、私どもの特にお耳に達したいことは、今までの六百三十万トンあるいは百万トンまだ残つておるかといふことでございます。これは調査その他の手順がやはり早くない点もございまして、また、買い取りの申請をいたしておられるものも手続上の書類の不備といふこともございまして、大方は——きょうは九州のほうの市町村の方、炭産關係の方が参考人としてこちらの席にお見えになつていらつしやいますので、私などよりもはるかによく御承知でございますが、やはり大方は炭産關係のあるためにおかれておられるといふような事象だと思つておられます。これは、炭産の処置はもとより炭産業者の責任であります。申すまでもないのことでございしますが、まあいざば戦争によつてあるところで払いましたのとちと似たような、全くわれわれの予期しない世界的の油の下落といふような目にあひまして、直面いたしました、安定した炭産は、御承知のように臨時炭産復旧法もございまして、だんだん復旧して参れるのでございしますが、安定いたしませんものについて、普通のときでありますれば、将来十年なり、二十年なりにわたつて必ず復旧するといふつもりでやつて参りますけれども、ただいまのような経営そのものが激変いたしますような時代には、なかなか安定いたしません炭産に對して準備をするほどの余裕もございませんし、まあかりに準備をいたそういたしましたも、御案内のように、

のありますような大規模炭鉱の整理を、三十七年度に現実に行なわなければいけないのだと私は信じておる次第でございます。

なお第三に、需要を広げ、価格を安定させる方法といたしましては、私どもはやはり一般炭を出しておるものが大部分でありますので、電力の消費に待たなければならぬと思っております。そこで電力会社に対する引き渡し、それから新しくできます発電所については特に工場立地をお考えをい

ただいてお建てになるような方針の御指導を願って、炭は主として電気の方に向けられるように願わしく、そして油は、これは電力会社がおたきになる限りは無税の油をおたきになって、その両方の燃料のバランスの上に適当な電力料金を設定するように御指導なされ、電力料金の中で石炭産業向けについては、現在電気供給規程にございするような農事用、灌漑用水用電力料と同じような一般の大口、小口とかけ離れた安い電力料金の設定を含めた電力料金を設定なさるようにはしむけられたらばよろしいのではないかと

いうふうに私は考えております。時間がございませんで、気づきました、あるいは御参考になると思われます。二、三の点につきましてだけ述べさせていただきます。

○委員長(武藤常介君) それでは、初めにお断わりいたしましたとおり、萩原、長岡両参考人に対する御質疑があれば、この際発言を願います。

○阿部竹松君 時間どのくらいですか、両参考人。

○委員長(武藤常介君) 両参考人は、最初に述べたとおり三、四十分だろうと思っております。

○阿部竹松君 協会の萩原会長さんにお話の中でいろいろと参考になる御意見がございましたが、その中で、五日の日に政府が出された総合エネルギー対策を大いに歓迎する、これによつてしっかりとやっていたら、こ

ういう発言がございましたが、五日に政府が出されたエネルギー対策の中の石炭の問題、これは炭労と政府が話し合つてきめたことを指しておられるんですか。

○参考人(萩原吉太郎君) お答えいたします。政府と炭労とその総合エネルギー政策についてどういふふうな話し合いをされたか、その席に出ておりませんから私としてはわかりませんが、いずれにいたしましても、石炭産業の存続という意味においては、関連する電力、石油、また需用家というものを

総合的に見て、その中で調整をした上でなければ安定した基盤というものはつかめない。そういう意味でこの総合エネルギー政策が樹立されることを望んでいられることを申し上げましたのでございまして、総合エネルギー政策について、政府と、どういふふうな総合エネルギー政策はあるべきであるという具体的な内容については実は私は聞いておりません。もしおわかりであつたらその点についてお話しただいてお答えしたいと思います。

○阿部竹松君 さいせんのお話の中で、四月五日云々ということその政府の総合エネルギー対策をいろいろと申し述べておられましたんで、そ

ると、当時の政府の石炭に対する意見の発表というものは、たまたま炭労対池田総理、あるいはその他閣僚の皆さん方とおきめになったのが新聞その他に発表になっておつたものですか、萩原会長さんの言われる政府のエネルギー対策というものは、今申し上げた件を指しておられるのか、このように私は聞いていたんですが。

○参考人(萩原吉太郎君) 政府が先般数項目にわたつて炭労に対して回答されました、あれは各項目ですが、その一つとしての総合エネルギー政策、私はこの対策全般については路線を敷かれて非常にけっこうである。しかし総合エネルギー政策の中身については、いまだ政府は何らの表示をしてないとおつております。それでたとえばいろいろな処置をこうとるといふことを、その一つ一つよりも、その一項である総合エネルギー政策を樹立すると、その総合エネルギー政策というものの自体については、どういふふうな政策を打ち出すかといふことは、私は今後にあると考へております。

○阿部竹松君 もう一点、たいへん恐縮ですがお尋ねしたいのですが、実は私どもときどき委員会に参考人の方にお願いを願つて、皆さん方はわれわれより専門家でありなんですから造詣が深いわけで、きわめて参考になる意見をお聞きするのですが、予算委員会その他のあらゆる委員会に、委員各位がひとつ参考人をお招きして意見を聞く

ひではないかといふことで、皆さん方に勉強していただいて委員会では参考意見を聞く、しかし私の承知しておる限りでは、なかなか皆さん方の御意見というものが政府の政策に盛り込ま

い。したがって、われわれも微力ですがからやむを得ないわけですが、きわめて参考人の方には気の毒だと思つておるわけです。ですからあまり参考人の方にしつこくお尋ねするものどうかと思ひますが、遠慮するのが当然かもしれません。ただ萩原会長さん

一点お伺いしたいことは、会長さんというお立場になるか、あるいは北炭の社長さんというお立場になるかは別として、去年ですか、一昨年から、会長さん

のこの赤間とか万宇、美流渡、二会社ですか、あるいは系列の違つた会社になったのですか、僕はその会社の内容はわかりませんが、

これは事実なんです。そうしますと、私どもは現在の日本の経済状態から見て、これは石炭ばかりに限らぬと思うのですが、なかなか世の中がきびしくなつてくると、中小企業ではあらゆる産業がなかなか成り立つかぬと、したがって大企業へ大企業へと系列化したり、一本化する、

この重要な要素が強い中で、斜陽産業といわぬけれども、かえつて石炭産業が大手ではやつていけぬけれども、中小炭鉱ならやつていけるといふこの理屈が私

はわからぬわけです。大手であれば機械化するとか、あるいは坑内外の近代化を行なうという理屈もございませう。しかし中小になると資力も乏しいものですか、さいせん連合会の長岡さんの話にもございましたが、借りた金より払った金が多いほどであつて、幅があるけれども、若干差があるくらいだといふようなことで、中小企業の

ほうが金回りが悪い、当然なことかもしれませんが、ところが大手のほうは若干、市中銀行でも国の金でも融資する率が多いにもかかわらず、大手ではできないけれども、中小企業だつたらやつていけるといふこの理屈をひとつお教へ願ひたいわけなんです。私どもはいろいろと点が納得いかぬので、こ

ういふ点はいかがでしょうか。

○参考人(萩原吉太郎君) いただいた御質問は非常に何と申しますか、中心をついた御質問でありまして、ここにわれわれ経営者としても非常に悩みがあることを感じております。これはむしろ私は協会長としてよりも、た

ま阿部さんのお尋ねのように、他社がどういふ意見を持っておるか知りませんが、北炭の社長としてお答えいたします。そうして、現に三山の分離をやつた当事者としてお答えいたしましたと思つてございします。

私のところで三山を分離いたしましたことは二つの面を経営者として考へております。それは確かに三山を分離いたしました根拠をなすものは何であるかと考へますと、これは私企業としての経営者の考へであつて、北炭というものが、能率の悪い、赤字の山を切り離したのは、いかにいろいろのことを申ししましても、それが根本なものでございします。そうして、その結果をみま

すと、これが分離した結果といふものは相当の成績をあげておる、あるいは黒字に転じておる。そこでそういう行き方をたどつたのでございしますが、私

一面においては、こうした行き方といふのは、やつておる本人が申すのは、はなはだ恐縮でございしますが、私自身

といたしました。こういふ行き方というものが私企業的立場を離れて石炭鉱業全体としてみて、はたしてこれがプラスであるかマイナスであるかという点については、非常に悩みがあるのをごさいます。そうして、こういふ行き方でやっていくというよりも、むしろこれをもう少し成り立たないものであれば閉鎖していくのがほんとうじゃないか、ところが、この行き方をとりましたことは、多くの労働者を抱えておるために、一方では会社の経営を強固にしろということ、一方ではそのほりがかえって人員の整理、離職者を出すよりいいというところからやつたのをごさいます。ただいまこういふふうな考えでやつたのをごさいます。悩みと申しますのは、おそらく阿部さんも言葉には出して申されませんが、なぜそのほりがいいというのだ、それを教えてくれ、この質問の中には、おそらくそれは分離した会社というものの労働条件の低下というものによって生じているのではないか、こういう点をうち持つての御質問であると解釈いたすのをごさいます。まさに私はこれは北炭の社長として言うわけのをごさいます。労働条件は、残つておる石炭、私の会社の各山よりも、これは分離した会社においては、その当初においては変化がないとしても、たつて従つてこれは労働条件が低下すると思つておるのであります。そうしてそこに私の悩むところがありますので、これははたしてこういふ方策というものが、これはすでに二年もたつておりますが、われわれとしては分離していくことによつてプラスとなつた面は、非常に労働者が働き出し

た、その能率のほりに働き出したという点をとるけれども、非常に同じかまの中で飯を食つていたものが、非常に労働条件の低下を来たすということについては私としては遺憾に思つております。そうして、私としてはせめてそうした意味において、分離した三山においても非常にさういふ点については配慮を加えておるといふふうな思想のもとに立つておるのでございます。今般の政府の提示によつても、この分離というのは非常に規制されて参りました。これは私としても非常に追い込まれてきている状態において、各社同種の傾向を持つておる。しかし、これはその方向が非常に便乗的に利用されるということがはたしてどうであるかというところでありまして、討論としては非常に支離滅裂な点もありませんが、これは私の心情において支離滅裂な点もありませんので、ありのままの自分の考えを申し上げて、答弁になるかならないかわかりませんが、自分の気持として、この点はこれがいいのだと切つて、これがあらゆる面から見て完全な方法なんであるとは考へていない、その裏にはさうした悩みがあるとことだけの御答弁で御勘弁願いたいと思つておる。

○阿貝根登君 他の委員からの質問もあつてと思つて、参考人の方もお急ぎと思つて、両参考人の方に一点ずつだけ御質問申し上げます。 萩原会長の御説明の中で五千五百万トンで頭打ちされておるのに能率を上げねばいけないから、ますます整理をしなければならぬと、これが私どもの一番焦点だと思つておるわけですが、さうすると、今の状態から将来の見通しを考へて、今の石炭業界で何千万トンが妥当だと思つたのか、今の設備は革新されていくと思つたのか、何千万トンまで日本で出せるか、この点をお聞きしたいと思います。 それから長岡参考人に御質問いたしますが、最後のほうで油を、無税で電力にたかして、さうして、安い電力を炭鉱に回してもらいたいと、さういふような御意見があつたと思つたのです。私もこの問題についてもいろいろ議論をいたしたことがござりますが、そのときに私もはおつしやるように、安い油を入れて、石炭と抱き合わせで全般的な安い電力料金にすべきである。もちろんその前に総合エネルギー対策というのがあつて、一体何対何で石炭と油の比率をきめて、たけばどのくらい石炭を使ふか、さうして、値段はどのくらいになるか。さういふことを考へたわけですが、長岡さんの御説明を聞いておれば、石炭だけに安くせいということになれば、電力の編成というものが非常に大きな問題になつてくると思つたのです。九州等は電力会社、石炭をたくさんかかえておるけれども、今度は中国、関東付近で石炭といふのはほとんどない。さうすると、おのずから電力の値段に開きが出てくる、さういふ弊害が私はあると思つたのです。さういふ点から、さういふようにお考へになつておられますか。私どもも考へておるものと非常に一致した点がございますので、それをひとつお聞かせ願いたい。

○参考人(萩原吉太郎君) ただいま五千五百万トンがどうだということについて御質問であります。これは石炭合理化法のひとつの具体的に中心となつておる点だと思つたのですが、この五千五百万トンに決定した、何と申しまうか、基礎といひますか、論拠は何であるかと考へます。これは決して石炭鉱業の設備その他の能力から出し得る限度という意味ではないのをごさいます。むしろ生産の面よりも需要の面を考へて、その方面からこれは決定されたものと考へるのでございます。 そこで、五千五百万トンの需要と限定したのはどういふわけかと、さういふことに問題は移るのでござりますが、私はこれはまず一國を見ず、世界の各國の傾向を見たいと思つたのであります。これは理論的の根拠としては不十分では成り立つものだと思つたのでござりますが、各國においても、いずれにいたしても、一割は需要は減退するものと見ておるのであります。その是非は別として、さういふ具体的な見解に立つておるのでござります。中にはロビンソン報告のように、横ばいである、十五年間横ばいであろうという見方をしておる。これは最近の見方でありまして、三年前私が各國を回りましてたときは、一割減といふのが、これは各國を通じての統一見解でござりました。たまたま当時石炭合理化法が制定されたのでござります。さうしたことからいって、わが国においても、横ばいのおそらく必要の限度であろうということから、おおよそ五千五百万トンというワクが制定されたと思つたのでござります。もとより、ただいま申し上げましたとおりに、能率をあげるに從つて五千五百万トンのワクに縛られ

れば離職者をよけい出す。その意味において五千五百万トンというものは、理論的にいへばさらに拡大されたほうがよりよい総合的な政策になるのじゃないかという議論は、これは一つの方角として成り立つと私は考へておるのでござりますが、遺憾ながら政府においてこの需要の面において自由主義の経済において各消費者産業について需要をよけい使わせるといふような強行処置はとり得ない。ただ望み得ることは、政府においてみずからこの需要の分野を開拓することを起こしていくといふこと意外には望み得ない。さういふ点から見ると、それだからよいといふことでは私はないのをごさいます。先ほど申し上げましたとおり、ワクを縛れば能率を上げれば離職者を出さなければならぬのだと言つたことは、それでよいのだといふことではなくして、それだけに深刻な問題である。さればといって五千五百万トンを現実を無視して増ワクするといふことは、結局これは貯炭として返つてくると、さう考へておるのでござります。ただ、これは、今日われわれが石炭協会といたしましても、五千五百万トンのワクの堅持を主張したたのでござります。 ただ、この機会にややわきへせれるようござりますが、将来の問題として、私は、この五千五百万トンのワクを最後まで守ることが正しいのかどうかという懸念があるといふことに触れさせていただきます。これは関連産業その他で取り違えられては困るのであります。五千五百万トンを現状に置いたままでよいのか。しかしながら、この石炭存続の大きな原因となつており

ますのはセキユリテイの問題。非常に需要が増大していった中において五千万トンと限られたものだけを国内エネルギーをしばって置いて、今なればまだこれが一朝途絶いたしても役に立ちますけれども、非常に増大した需要の中において国内資源が五千万トンぐらいのものであって、もし途絶した場合、もしくは外国の資本によって市場が制覇された場合、この五千万トンだけで役に立つかどうか。こういふふうな国家の経済の上、大きく見れば国家安全の上から見て、五千万トンというものは、われわれが現在合理化法に示された路線を一応達成いたしました暁においては、そういうふうな見地からさらに五千万万トンを需要の増大に従ってこれをセキユリテイに役立つよう増大する方法はないか、ということは現実の消費構造の変化なんです、この現実というものを離れて政策的に考えなければならぬときが必ずくると思います。

その意味においては、炭労働の主張しております拡大ということ、そういう一点においては、私は、その政策として考えるときがくるぞ。今言ったところでこれは役に立たない。しかし他日は必ずそういうときがくる。もしセキユリテイというのが正しい理論であるならば、必ずそうならなくちゃならない、こう考えておるのでございませぬ。

○参考人(長岡孝君) たいへん取り急ぎましたので、言葉が足りませんので……。従来私どもが主張といいますが、申し述べて参りましたことを幾つかためて一ぺんに申し上げたいのですから、あるいは私の申し上げた

いと意思がしたことがちよつとそのとおりにお受け取りいただけなかったように存じております。まことに恐縮でございます。

第一に私どもは各方面に訴える場合に、何と申ししても千八百万トンほどの炭を現在実勢力として出しておるのでありますが、その中で、御案内のように、無煙燧石が八、九十万トンから百万トンくらいでございます。それから強粘りな炭が五、七十万トンでございます。残りは全部一般炭でございます。一般炭についての需要先は、御案内のように、セメントのごときは、もう二、三年前、あの三十四年の十二月に合理化計画を立てられました時分に、私どもはセメントなども相当つかめると思っておったのですが、これは今日では全くもうどしどし油だけになっておりますので、まあ頼みに思うのは政府の力の及ぶ電気事業じゃないだろうかと思ふ。その点をまず強調いたしたいというところが一つでございます。

さて、そこで、それじゃどうして電力にとつてもらえるだろうかというところでございますが、これは、御案内のように、長期契約という方法ももちろんございませぬ。けれども、まあ私も昔から石炭をやっておりますが、何と云っても割高のものをほんとうに責任をもつてとつてもらうというところは、なかなかむずかしいことだと思ふのであります。したがって、ただいまあまり唱えられないかもしれませぬが、私どもは、石炭の総合政策は数量だけの位置を決めるのではなく、なんにもないものでありまして、やはり価格政

策にとどめをささなければならぬ、こう思ふので、油との価格のバランスというものは同じにするというドラスチックなこととはかくといたしまして、ある程度相当の関税、消費税といふものでバランスをとつていくべきものであるという主張は、もう依然として私どもは確信をもつて変えなないのでございます。そこで、油に対しては、あえて現在の定率の原油一〇〇％というのをとつて変えても、輸出品に及ぼすエネルギーといふ点から、燃料の影響力はさうあるはずはない。あまり資料はございませんが、聞き学問ではまあ二、三割くらいだといふ点から、関税、消費税を課すべきだといふ主張をいたしておるわけでございます。その場合に、しからばわが石炭のお得意様である電力にやはり高い油を買わせるといふことではまずいだろうというので、電力についてはガス事業とかあるいはナフサを作る場合のごとく無税になすつたらいいでしょう。この辺はこのごろ衆議院あたりで大へんエネルギーを論ぜられる際に、原油だきまで論じておられるように拝聴いたしておりますが、原油だきが行なわれるか行なわれないかはともかくといたしまして、電気事業者のおたきになる燃料は、よそから入れてくる油に關するものは無税になすつたらいいでしょう。そこで石炭の価格については、先ほど申しました一般的なには関税でバランスを、油に対する関税または消費税をつけたものである程度はバランスをとり、そして電力料金というものは、これは現在の日本におきましては、御案内のとおり通産大臣が掘つておいでになりますのでございませぬから、きちんと、先

ほど、石炭協会の、あるいは本日お見えになっておられる中小の団体である日本石炭産業連合会にはあらかじめ相談があったのか、なかったのか、経営者の皆さん方の御意見等をあらかじめ政府は聞いてあのような案を出したのかどうか、これをまず承りたいと思ふわけです。先ほどのお話しによると、何か全然相談もなかったというふうな話があったようにお聞きしましたが、この政府案によりまして、たとえは調査団を派遣して、調査団の出す結論を尊重する、その結論に基づいて政府が具体的な措置をするまでは、経営者の側も人員整理はやめる、労働組合は争議行為をやめる、労使の相互関係が政府提案の一番大事な骨子になっておるわけです、そういう点から見れば、当然経営者の皆さんにもあらかじめの相談があったと、こゝろわれわれは見ておるんですが、それはあつたのか、なかったのか、それをまずひとつ簡単にけつこうでございますから、お聞かせ願いたいと思ひます。

○参考人(萩原吉太郎君) あつたといへばあつたやうであります、なかつたといへばなかつたやうなのが現実であります。私たちがいたしましては、炭労に対する回答といふことを主眼として、ああいうふうな回答を出された、そういう意味において、われわれにあらかじめどういふ回答をしようかとか何とか言つてこなかつたということはやむを得ないと思つております。しかしわれわれの意見といふものは、すでに述べられておるのであるから、われわれの意見といふものを全然無視して炭労に回答するものではないということ、私は納得いたしておるのでござ

います。回答の内容についてどうするかという事は遺憾ながらつんばさじきに置かれました。しかしあつたといえはあつたよと申しました意味は、これはなかつたといえはなかつた、あつたといえはあつたという意味で、あつたといふのは、回答の日になつて、これはもうでき上がったものを、大体どういふふうな回答になるだろうといふことを提示を受けました。しかし回答の案文そのものというものは、炭労に対する回答の前であるからといって、案文そのものの明確なものを持ちだすまいと思つて、知つておられるけれども、われわれの当日やつていたところが、案文そのものは炭労側からだろうと思つて、それをわれわれに見した、こういふふうな結果で、私のほうには全然話がなかつたというわけではないけれども、こういふ回答をするようになるんだという話は当日までありませんでした。これはあつたといえはあつたといふことになりませんが、さればといふと、回答の作成にあつたてあらかじめ話があつたかといえは全然ないんですから、それをでき上がったものを見せられて、なかつたといえはなかつたといふふうな、そういうふうな状態で四月五日といふものは経過いたしました。五日前にはございませ

何いたしました。あした閣議できめるはずであるというお話を——お話を伺いました。そこでその後には私は、読売新聞の論説委員の方が通産大臣に質問をして、通産大臣が答えておられるのをラジオで伺いました。これは——これはという事は、閣議の決定は、政府といたしましていろいろの社会、経済の問題を憂えて、自分で自分を縛る決定をしたのである、こういふようにラジオで伺いました。私もさうだと思つておりました。したがって、私は石炭の政策があれで、おしまひになつたとか、あれで賛成であるとか、反対であるとか、かようなことは一切言われぬことにはいたしておるわけでございます。今後まだどうし言わうべきこととはびしびし申すつもりでおります。

○田畑金光君 その辺のいきさつはよくわかりましたが、そこで萩原会長にもまた長岡専務理事にもお尋ねいたしますけれども、先ほどお話を伺つておられますと、今度の閣議決定によつて新たな政府の石炭政策が発足する、これに対して業界としても非常な期待を寄せられておるようです。ただ世間でいろいろの批判を加えておるのを聞いておりますと、どうも今度の政府決定というものは、あまりにも政治的に走つたんじゃないだろうか、上すべりだけで、表面だけこれはなでているんでないか、こういう見方をしておる人もあるわけですね。権威ある調査団がわづか二月、三月で困難な石炭問題について公正妥当な結論が出るのだから、もう少しで何年にもわたつて、石炭鉱業審議会を中心に、石炭問題についてはあらゆる角度から検討し、そ

れぞれの問題について意見の集約もなされておる、あるいは労働省なり通産省の所管においても十分この問題については調査をし、計数的にも問題はない問題として出されておるはずだ、二、三月の調査団ではたして権威ある調査結果が期待できようか、かりに期待できるとしても、あまりにも大きな責任を調査団だけに預けるような結果になつてはせぬかという、いろいろと意見があるわけですね。先ほど萩原会長は、ちよつと私聞き漏らしたのであるのかもしれないが、今度の政府の石炭政策に非常な関心と期待を寄せておられるというお話ですが、政府は六つの点を具体的にあげておるわけですね。六つの具体的な項目のうち、どの点が石炭業界としては一番期待されておる内容であるのか。たとえれば、先ほど質問のありました第二会社の問題とか、粗夫の雇入れについていろいろの規制措置であるとか——これは皆様にとつては痛い問題であると思つておる。まさかこれに経営者の人方は大いに賛成だといふことで、新政策賛成だと言われているのじゃないと思つておる。どの点を一番経営者の皆さんとしては賛成をなさつておられるのか。これを具体的にひとつお聞かせ願ひたいと思つておる。

○参考人 萩原吉太郎君 先般の政府の石炭政策について、世間いろいろの批判を加えておられます。新聞紙上において加えておるようでございます。私はこれは、その批評を加えておるのとは違つておると言ひたいのであります。なぜならば、政府が事情のいかんを問はずに、あつた一つの前向き

の内容がないとかいろいろのことを上すべりでどうか、政治的であるとか、こういふふうなことを申しますけれども、いやしくも一つの線を拡大してやつていこうという場合に、いたすらに批判を加えるという事は遺憾なことだ、私たちが石炭経営者といつたしては、これに對して、政府の今までの熱意に對して非常に敬意を払つておる次第でございます。

三月の調査、これがそのくらいのこと十分調査ができるか、こういう点でございますが、私はこう解釈いたしておるのでございます。石炭問題が、合理化以来、論議されて数年に及ぶ。この委員の人たちは十分これを検討しておつたはずでございます。この三月の期間といつたら、こまかい点はいろいろあるけれども、一応問題の所在をつかんでおる人たちでありますので、これをこの機会において一つの決定をする、そのために三月の期間をもつてだめ押し調査をするものと、こう解釈いたしておるのでございます。そしてただいまも申された、これは調査団に非常な責任を負わせる結果になるのじゃないか、こう申しますが、私は、これら、今、世評に上つておられます人たちの、今、世評は、石炭政策について大いに発言し、大いにこれを引きつてきた人たちであります。政府が調査団を作るにあつた、もし責任を云々するならば、この人たちは今日まで何のために発言していらしたのか、私はそう申したいのであります。この調査団といふもの

の結果は、三月であつても十分の結果を生み出すものと私は期待しておるのでございます。

次に第二点、今般の政府の処置において何を重点的に見るかと、こういふ御質問でございます。ただいま、その中の租税その他の問題に關して、経営者としてはのみのみごとであるといふ御質問がございましたが、私は、あれを一括して——あの一つ一つというよりも、これが無秩序なる人員整理といふことは、経営者の立場としても取り得ないのでございます。この石炭問題の重大となつております一つは、雇用する労働者が多い、この幸福といふことを考えることが一つの大きな眼目となつておるのでございまして、政府がこの石炭処置によつて、われわれに一つの秩序を与えた整理を行なわせようといふことは、私企業的立場から申しますなら、非常に痛いところもあつたと思つておるのでございませぬ。また総合エネルギー政策においても、安定の場を生み出したい、すべて掲げました点は、私としては全部にわたつて賛意を表しておるのでございます。しかればその最終点は、何だ、こういふことになりませんが、いずれの項をあげて、いずれの項においてつぱなものを作り上げ結論を出しましたところでは、これに對する資金の裏づけなくしては、これは絵にかいた餅たもちであるのでございまして、私は、第五項の、特段の金融的措置を講ずる、この一項が最も大切であり、これによつて他の掲げられた項目全部が筋金が入つてくるものだと考えておるのでございませぬ。現に過去を顧みましても、通産省においてもいろいろの案がござ

いまして、なぜ効果があらなかつたかという点、この金融措置と財政措置という点になると、この理論や何かすつかり忘れてしまつて、ほかの立場からいって、金を出さないことをもつて最もよい政治であるというところに考え違ひをしていくところ、今日までの石炭政策が失敗した最大の原因がある、私はこういふ意味において、これは商工委員会でありまして、むしろ大蔵委員会というものは、この点について十分大蔵省というものを督励していただきたい、こう思つておられますので、第五項を私はすべての政策実施において、これに筋金を通すためにはこれが最大のものになると、こう考へておられます。

○委員長(武藤常介君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(武藤常介君) 速記を起こして。

○田畑金光君 たいへん萩原会長からいいところに触れてこられたので、もつと質問を続けたいと思つたので、けれども、今の金融措置ですね、これによると第五項目ですが、第五項目がこれは一番大事な点だろうと、われわれも業界の大方の御意見だろうと推察できましたが、今お話を聞いてさらにその点は確信を深められたわけですね。石炭協会からの資料を先般いただいたわけですね、たとえば三十六年の上期の期末の決算残高ですか、借入残高、設備資金が五百四十八億、運転資金が四百二十一億、かれこれ九百六十九億という借入残があるわけですね、約一千億です。ところが毎年開帳からの資金というものは八十億で押えられ

ておるわけですね。今石炭向けの政府資金というものは開帳から八十億、それから例の合理化資金というものが、これは昨年よりも約十億ふえて三十二億と、こういうことになつておるわけですが、皆さんとして具体的にどの程度の資金と皆さんが、政府のほうから今申したような形の資金というものが協力できれば、炭鉱の合理化、近代化のためにこれらがやつていけるのだというふうな数字的なもの等を持つて政府に当たつておいでになるのかどうか、こういうことをわれわれはたから見て疑問に感じておるわけですが、そういうふうな数字的なものを皆さん方はお持ちであるかどうかということが一つですね。

それからもう一つ関連して、皆さん方としては社債とか増資とかいうことによつて今日までやつてきたが、もう限度がきた、そこでこれからは財政資金等の大幅な投下を願わなくちゃならぬ、こういう御意見もありますよ、またもう一つは、やはり価額の面から競合エネルギーと競争することはもはや限度にきた。しかし千二百円のコスト引き下げは、どこまでもわれわれはこれは実行するが、やはりその際それをやつても、なかなかエネルギーとの競争には限界があるのでこの際、価格差補給金というものを考へてもらわなくちゃならぬ、そういうふうなお考えもときに萩原会長の構想の中等にはあつたように私は新聞で読んでおるわけですが、そういう点について萩原さんの御意見をこの際承つておけば、ちよつと今商工委員会では石炭関係の法案の審議を進めておりますので、参

考になるから一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(萩原吉太郎君) 第一問の、協会としていろいろな陳情をしておるが、数字があるのかという御質問でございますが、私どもの協会としましては、四十年までに石炭鉱業が黒字——少なくとも安定した立場に立つというためにどれだけの資金が必要かということ、数字は持つております。ただこれを大臣にも、先般のときに示しませんでしたのは、まださらに検討すると同時に、いたずらに早く数字を出すということはどうかということ、むしろ協会の技術的方法としてこれを差し控へておるわけでございますが、目の子だけを申しますれば、四十年までに千三百億の資金を財政資金で出してほしい、こう考へております。

ただ第二の増資、社債、これは石炭鉱業においては期待し得ません。それです。また市中銀行に対しての融資も今日では揚越でありまして、期待し得ない。これは今日まで追ひ詰られた赤字経営に対しては、市中銀行としてはこれは当然であらうと思つてございませう。そこで現実の問題としても、政府の財政資金にたよらざるを得ないと、いうことが事実であり、また現実の問題を離れても、私は理論としても政府がこの資金を出してしかるべきものと考へておるのでございませう。

よるな状態になつてきた原因においても、単に石炭経営者へのみ課すべからざるものがあるという意味からいって、私はこの点においても政府に特段の配慮をわすれたいと思つておるのでございませう。

さらに引き下げたあとにおいても、重油との価格競争ができるのか、こういうことでありますが、理論として私は重油と石炭の価格を比較して、そしてその安定をはかりたいということでは、これはどういふ達成し得ません。それならばこそ、一つの革命なものであります。それからその革命ということにおいては、価格の比較において重油に追いつくというふうな思想は、これはやめて、価格の点においては石炭と重油と遮断すべきである。そして国家的に必要な産業であるとするならば、これを先ほど長岡さんからお話があつて、いささか私と考へを異にしておるのでございませうが、関連産業にこれを政府の力をもつて負担すべき問題ではないと考へておるのでございませう。

私もかつて、昭和三十四年合理化法のとき各回を回しまして、政府に石炭政策に関する意見書を提出いたしました。その中に、重油に対する、石油に対する関税の一項をあげておりました、当時佐藤大蔵大臣でありましたが、一〇%、あれを実現いたしましたのでございませうけれども、これは財源がない、というから、そういうことでありませう。私としては、本来言うならば、世界的傾向からみましても、一日も早く石油関税というものはなくなることを望んでおられます。そして、こうして価格において関税によつて価格を近づけるこ

とによつてこれを防ごうということには、願ひます、エネルギーのコストを引き下げることによつて価格の接近を保つていくことで、私は一國の経済全般から見れば不利であると思つておるのでございませう、そういう観点から見まして、ただいま御指摘のありました価格差補給金というもののへ入つていったのでございませう。若干関税から価格差補給金へ参ります経過において、四年前から比べまして、御叱責を受けましたれば、思想的に変化をいたしました。しかしこれは三年間の研究の結果として私自身としても変化を認めながら、それでよいということ、変わつてきたのでございませう、第二問で御質問のありましたとおり、石炭鉱業の救済においては政府は五項に掲げることにおいて、政府の財政資金をもつて石炭鉱業へ注入して、これは存続をはかるべきものだ、これは自分その経営に当たり、その協会長を務めておる者が言うのは非常に恐縮であり、僭越のようではありますけれども、私はあくまでも理論的にそうあつていいんだ、これは決して政府に救済を求めているんじゃないのだ、政府はそうするのが当然であるという考へでおるのでございませう。

○参考人(長岡孝君) 先ほど田畑委員から、先般の四月の六日でございませうかの閣議の決定に対してどういふ考へておるかという御質問でございませうが、日本石炭炭業連合会としては一番重要視いたしておりますのは、ここにもしるしをしておりますややはり特段の金融措置でございませう。それから第二の日本石炭炭業連合会のほうとしては、およそどのくらい







第四の流通機構の合理化についてであります。これも答申は特に流通機構の合理化によって中間経費の節減をはかるべきだ、こういう答申がなされた。先生方御存じのように、今回の三十七年度の予算によって若干の流通機構の改革の予算措置がとられた。しかし、答申がなされてから今日まで、この流通面における合理化には手がつけられておられない状態です。

それから第五の問題ですが、千二百円下げの状態がどうなるか、これは私労働組合の立場から言うのはおかしいのですが、答申をされたあの時点では、経営者が公表した八百円の下げ、それから政府が諸施策を強化することにによって四百円、いわば千二百円の下げが想定される、こういう答申の内容でありました。今日大手のほうでは諸資材の値上がりコストにはね返って四百円だと思っております。中小のほうは二百八十円ないし三百円だと思っております。この点若干理解に苦しむのであります、いずれにしても値上りが三百円から五百円の間にある、こういうことになりますと、物価の横ばいを前提とした千二百円の下げが現在できる状態にあるのかないのかという問題がございします。

最後に、実はこの人員整理の問題なんです、答申の時点では約二十八万人の炭鉱労働者がおります。今日炭鉱労働者の数は十九万六千人になっております。計画では昭和三十八年度中に十七万六千人にするという計画であります。したがって、このように三十四年の十二月の答申なり、あるいは三十五年の九月に行なわれた生産部会の答申の具体的な合理化についての施策が

どの面を実施をされ、どの面が実施をされなかったのか、極言でたいへんおそれ入るのですが、六項目にわたる合理化に関する答申の中で、いわゆる実施をされたのは首切りによる人員整理だけであるということ、今私が申し上げた具体的な内容から先生方に御理解をいただけるのではないかと思います。

したがって、現在のこの合理化の現状を、基本路線というものは、三十四年の合理化審議会の答申なり、三十五年の合理化審議会の生産部会の答申をもしますとするならば、私は決して基本路線に沿った合理化の実効を上げていない現状ではない、こういうふうな判断をいたします。したがって、今後私どもどういふそれでは石炭産業の合理化を望むのかという点について若干意見を申し上げたいと思ひます。

実は四月の五日に政府から私ども要求した拡大安定の問題と、雇用安定の問題、最低賃金の確立という三項目について政府回答が行なわれました。先ほど経営側の参考人から若干意見があったところですが、六項目にわたる回答の中心は、私は少なくとも一つは総合エネルギー政策の確立に踏み切つたと、こういうふうな理解をいたします。もう一つは、石炭産業の雇用を中心とする総合的な調査を行なう、このことが今度の政府回答のいわば柱ではないのか。さらに加えて政府と炭労との会見の席上、池田総理は次のような発言をなされました。新政策で政府が考えているのは、第一に雇用の問題である。第二に国際収支の問題である。第三に安全保障の問題である。私はこのことを骨子として今後の石炭政策を

推進をしたい、うそを申しません、こういう席上総理の言明があったわけですが、したがって、今の合理化政策に関する諸問題は、池田総理がたまたま通産大臣のところに策定された石炭産業の合理化の方針であります。したがって、今日、今申し上げた三つの点を新しい石炭政策の基本的な方針として総理が言明されておりますから、このことが基礎となつて今後の石炭政策が行なわれることを私は信じております。

したがって、先ほどの、これは田畑先生と萩原参考人の間で質疑があつたんですが、あるいは六月かかるとは、私はまだ予測の限りではありませぬけれども、おそらくこの調査団にしろ、あるいはエネルギー審議会の討論にしろ、やはり政府が言明したことが中心になつて討論されるのが当然ではないのか、こういうふうな判断をいたします。

したがって、まず第一に今後の石炭政策で私どもが望みたいのは、ただいま申し上げた総合エネルギー政策の確立をぜひ次期国会には立法措置によって確立をしていただきたいと思ひます。実はすでにヨーロッパに対する石炭の調査団、あるいは石油の調査団、今回の石油業法の提案、で、三十四年の十二月の合理化審議会も総合エネルギー政策をすみやかに確立せよという答申がございします。加えて三十九国会で三党一致の決議の中でも、総合エネルギー政策の早急な確立をするということがうたわれました。したがって、今日このことはもう国会はもちろんだことですが、世論としても私は常識ではないのか。しかも、その素地はでき

ておる。政府が踏み切れば総合エネルギー政策というものは早急に確立をされる段階にあるというふうな理解をいたします。したがって、ぜひ本件については基本的な石炭政策の柱として諸先生方の御検討をお願いしたいと思います。

それから第二の問題ですが、具体的な施策として、私はまず第一に、雇用安定を基礎として今後の石炭政策を立てていただきたいと思ひます。これは理由のないことではございません。先ほど申し上げたように、政府が当初立てた全国の炭鉱労働者は十七万六千人に対して現在はどうか、十九万六千人であります。おそらく計画の八〇ないし九〇が遂行されているのは、この人員整理の問題だけありますから、その人員整理と合理化の関係では非常に矛盾として露呈をしたのが、人員整理を行なつただけけれども、コストの低減にはならなかつた、こういうことがありますから、この際人員整理を歯どめをすることによって、やはり本来の石炭産業の合理化にとりかかる必要がある。それは何か、生産面における近代化、機械化の問題があります。あるいは技術面の合理化の問題もありません。もう一つは、まず第一に手をつけなければ、首切りが合理化だ、こういう今までの考え方を持っている限り、本来の合理化にならない。こういう考えを持っておりますから、ぜひ雇用安定を基礎とした今までの政府が合理化の方針の中に取り入れておつた具体的な内容を、今後強力に推進をする、こういうことで踏み切つていただくべきではないのか、こういうふうな考えをいたします。

それから次の問題ですが、実は日本の石炭産業の一番盲点になつてゐるのは、大体国内資源としての石炭が幾らあるのか、どういふ状態に置かれてゐるのか、掘れるのか、掘れないのか、そういった基本的な調査が行なわれていない、ということでありまして、したがって各企業ごとの埋蔵炭量の調査なり、賦存状態の調査が行なわれておりますから、行なわれていない部分の埋蔵調査なり、賦存状態調査を実施する必要があります。これがなければ、今後の大型炭鉱化といふことが、集約炭鉱といふか、そういった方向での合理化計画は立たない。今までこういった方面について非常に不十分であつたために、国家資金を投入しながら、今日第二会社に移行しなければならぬ、こういった例が非常に多くあるわけなんです。それから今回、政府回答にある雇用を中心とする総合的調査、この内容にぜひ今提起した埋蔵炭量なり、この炭がどういふ状態にあるかという調査を、基本的な合理化計画を立てるためにも、ぜひ実施をしていただきたいと思ひます。これがなければ、今政府がいうスクラップ・アンド・ビルドという政策は具体的な実施されませぬ。こういうふうな私どもは考えます。

それから最後に、流通過程における合理化の問題であります、これも今度予算で石炭専用船を作るといふことが可決をされておりますが、これだけでは、その問題の解決にはならない。答申にも規格完炭という問題を取り上げておられます。販賣機構の一元化を研究しろということが取り上げられました。こういった流通面における合理化を積極的に取り上げれば、政府が

千二百円の下げを、首切りでない他の合理化で吸収することが可能だ、こういうふうには判断いたしません。時間の関係で、それでは具体的にその内容を説明するいとまがないのは残念でございますけれども、以上、基本的な政策についての考えと合理化の現状の把握の仕方について申し述べました。

最後に、今後石炭政策について何を望むのかという点で、六点にわたって申し上げた次第ですが、今まで私どもは、しばしばこういつた内容を中心に意見陳述を行なつて参りましたが、ぜひ今日申し上げたこの諸点については、先生方の格段の御検討をお願いいたしたいと思ひます。以上で意見を終わりたいと思ひます。

○委員長(武藤常介君) 次に、全国石炭産業労働組合中央執行委員早立栄司君にお願いいたします。

○参考人(早立栄司君) 私、全炭鉱の早立でございます。本日御下問の石炭関係三法案並びに合理化政策に関連しまして、私ども全炭鉱の態度を簡潔に申し述べたいと存じます。

まず最初に、私ども従来から石炭産業を安定化するための私どもとしての考え方を具体的にいろいろの機会に申し述べて参りましたが、本日は、それらのこまかい点について申し述べることを差し控えます。ただ、一点、基本的な私どもの考え方を申し上げたいと思ひます。それは、ただいま炭産の両方から意見がありまして、拡大生産方式の考え方ということが述べられましたが、その点について、若干私ども全炭鉱としては異なつた考え方を持っております。

私ども全炭鉱は、石炭産業を安定化し、その中において炭産労働者の生活の確立、向上をはかつていこう、そういう立場で問題を考えました場合に、やはり三、四年前に出された石炭産業審議会の答申に基づいて、すなわち日本の石炭産業を安定化するための当面の対策の基調として、国内炭三十八年度までに五千五百万トン、炭価千二百円引き下げという路線を進めていく、こういう基本的な基調が出されておりますが、この基調ののつとつて石炭産業の安定化施策、言いかえしますと近代化施策を推進し、そのことによつて、石炭産業企業の基盤を近代化し確立することが必要である。そういうことを今日サボリ、あるいはその基調からはずれた限られた施策を行なつていく限りにおいて、労働者に対するところの非常にきびしいものもろの問題が将来において、より以上大きな問題として現われて参る、こういうふうな考へていくわけでありませぬ。

したがうして、かなりその近代化施策の推進途上において労働者として忍びがたい面がありますが、ともかくにも昭和三十八年度までに、こういう基調のもとに、石炭産業企業の近代的な基盤を確立するということをしなければならぬ。そういうことをする以外に、将来におけるわれわれの生活の安定向上というものが達せられないという立場で、この基調の推進に今日まで当たつて参りました。同時にその基調に沿つて、労使間に行なうべき諸問題につきましても、十分労使間の話し合いを通じて今日まで努力して参つたのでありますが、さらに、そういう基調に沿つたところの施策を

推進するにあつたつて必要な政策的な諸事項、つまり政府において石炭産業に施すべき必要な施策、あるいは最近の事情のもとにおいて、今の合理化路線を進み得ないような新たな障害が出て参つて参りますから、そういう障害を除去するための政府の施策、こういうものを政府に向かつて求めて参つてきたわけでありませぬ。同時にそのことは昨年来、私ども具体的にいろいろ項目をあげ、その施策について政府あるいは関係方面に要請して参つたわけでありませぬ。ともかくにも三十八年度までは、そういう態勢で石炭産業企業の基盤の安定化を期しようというところで進んで参つて参ります。

そこで本日、御下問のあつた三法案につきましても、私どもの今申し述べたような基本的態度のもとに、これを検討いたして参ります。第一番に、鉱山保安法の改正に関する問題であります。これは石炭産業を安定化するためのものもろの体質改善施策を通じて、その結果として、本来の保安の完備が達成されなければなりません。残念ながら現状においては、その体質改善の遂行と相俟つて、それと関連して、かえつて従来よりも保安面に於いて悪化する傾向も間々見受けられて参りますので、こういう一面については、ぜひとも体質改善途上の一つの障害、問題点として保安に對する完備対策を充実すべきである。

こう考へて参りましたが、幸いにして保守委員会等において、この問題が取り上げられ検討された結果として、今日一応の中間報告が出され、それに基づいて出されたところの法の改正案でありますから、これについて、今日の

段階で私どもは賛成を申し上げるわけでありませぬ。同時にまた、この改正のみによつて保安が完備するものではありませぬから、保安委員会の決議にもありますように、さらに今後保安法の改正についての検討を進めることによつて、将来、より抜本的な保安法の改正の行なわれませぬことを期待する次第であります。

それから第二に、石炭産業合理化臨時措置法の改正についてであります。が、この中で新しい方式によつて、さらに六百三十万トンのスクラップ計画が出されて参ります。そのことは非常に働く労働者の面から見た場合に、非常にわれわれ労働組合としてたえがたい問題であります。最初に申しましたように、そういうことを行なう以外に石炭産業を安定化する道がないというように私どもは基本的に割り切つて進んで参つて参りますので、そういう立場から非近代的な非標準な炭鉱をスクラップ化して、石炭産業全般についての近代的な粒のそろつた炭鉱を作り上げていくという立場から、この法案について賛成を申し上げますと同時に、さらにその六百三十万トンのスクラップ化に伴つて生ずる離職者について、一つはその雇用対策を政府が責任を持って確立するということ、さらに離職金が今日まで支給されておりますが、それはわずかに平均賃金の一カ月分相当額ということになつて、同時にその程度の予算措置しか講じられておられないように承知をいたして参りますので、この際離職金につきましても、従来の倍額の二カ月分程度を支給するという立場のもとに、必要な予算措置を講ずるようをお願いをいたした

と存じます。そういう面の期待とお願ひを含めて、この法案についても私どもは賛成をいたしたいと思ひます。それから、第三に産炭地域の事業法の案でございますが、石炭の需要確保、あるいは産炭地域における炭産労働者の雇用機会の拡大というふうな面から考へ、産炭地域の振興ということが必要なこと、ここで申し上げるまでもないと思ひます。その線に沿ひまして、具体的にそのしたる施策を行なうための事業団が今日作られる段階になりましたことについて、私どもは心から喜びをいたして参ります。ただ、問題は、この事業団が三十七年度においては政府出資五億あるいは政府の融資五億というわずかに十億程度をもつて発足するという点において、非常に不満を感じるわけでありまして、この事業団を作り、そういう新たな制度を作られることについて全く賛成でありますけれども、願わくは、この事業団が今後十分なる目的に沿つたところの仕事をでき得るよう、十分なる事業団に對する予算の裏づけ措置を行なつていただきたいということをお願いをいたしたいと思います。

最後に、今後の石炭合理化政策について簡単に一、二点申し述べたいと存じますが、四月四日から五日にかけて炭産並びに私ども全炭鉱に提示をされましたところの政府の石炭政策に対する考え方を見まして、私どもとしては、実はあの六項目の中にある二、三の項につきましても、従来から経営者との間に労使協議会を持ち、あるいはその労使協議会の中において確認事項を取りかわして、体質改善に伴う労使間の諸問題についての解決のための

ルールを確立いたして参つてきておりますから、そういう面では、いわゆる新聞で騒がれておるよりなあの第一項の二、三カ月間の労使休戦とか何とかというような問題等につきましても、私どもの組織としては実害もなければ、同時にまた、あの方法がとられたことによつて、従来のわれわれの関係において特段にプラスになつたと考えられる面もないわけでございますけれども、いずれにしても、石炭産業全般として、これを見た場合に非常にけつこうなことではないかと考えております。

ただ同時に、先ほど経営者の代表からも述べられておりましたが、要は、あの六項目において、それを今後効果的に実施をいたしていきまうためには、何といつても金の問題であらうと思つております。したがうしまして、あの六項目で述べられておるところの今後石炭産業に対する政府の金融措置というふうな面について非常に私ども大きな期待を寄せるわけでありまして、そういう面を十分に約束どおり政府が実施してまうらうということを期待し、お願ひする上立って、あの政府が提示いたしました六項目の考え方に全く賛成をいたしましたわけでございます。同時に、あの六項目をもつて石炭政策のすべてが終つたわけではございませんから、今後、あれを土台として、われわれはさらに従来から主張して参りましたところの諸施策について御要請を申し上げ、諸般の活動を展開して参りたいと思つておる次第でございます。特にあの六項目でも述べられておりましたところの新たな委員会を作つて総合エネルギー政策を検討し確立するとい

り点につきましては、私どもも、その総合エネルギー政策を確立あるいは検討の段階において、いろいろ今後御意見を申し上げたいと存じますけれども、冒頭に述べましたような基本的な考え方を土台として、いろいろ意見を申し上げ、早急に総合エネルギー政策が確立されることを期待し、お願ひをする次第であります。

それから最後に、私ども石炭産業各企業の今日の経営形態について、いささか疑問を持つておるわけでありまして、先ほど石炭協会の萩原会長から、各炭鉱企業は、現在の私企業のままの姿で十分責任を持つてやつていけるという御意見があつたように承知いたしました。私どもとしては、石炭産業は、もつては従来までのような私企業形態をもつてはやつていけないのではないか、同時に、従来までのような私企業形態のままではいふべきではないか、同様に、従来いふに今日考えておる次第でございませう。そのことは国営か国管とか、そういうことを必ずしも意味するものではございませんけれども、要するに、従来のように各企業が、それぞれ私企業としての意識のもとに企業を継続し続けていくということができなくなつていくし、またそうすべきではないといふふうに考えるわけでありまして、そのために、なぜそうかと申し上げますと、従来から私ども、石炭安定化施策として、鉱区の調整のための政府意見の介入による必要な措置、あるいは問題になつておるようなところの流通機構の整備合理化のために政府意見を介入せしめることによつて、これを抜本的に確立するといふようなことの具

体策を御要請申し上げて参りましたけれども、そういうものを行なうために、私企業がそれぞれ私企業的な意識のもとに経営するのではなくて、私企業の域を越えて、石炭産業全体として各企業が連携をし、手をつないで、今のような問題の改善、改革に乗り出すべきであるし、同時にそれは、石炭産業経営者だけにまかしたのでは、なかなか実現が困難であり、およそその実現の可能性も見出せないような状態であるから、ここに政府が何らかの措置によつて介入することによつて、言いかえるならば、一つの立法措置によつて、こつちの面をうまくやるような措置を講ずべきではないか、こう考えざるを得なくなつてきておるわけでありませう。そしてまたそのことは、石炭産業を安定化するために、従来からの合理化の線を今後推進するところの資金的な助成が重要であり、その面について、今後は政府から膨大な資金措置といふものを求めていかざるを得なくなつていくわけでありませうから、それと関連から見ましても、金は政府からもらつた、あとのことは私企業が、それぞれ勝手にやるということではなくて、国から金を出すと同時に、国の強力な規制、統制によつて、石炭産業全体としての基盤の確立を行なつていくべきではないか、こつちの面を考へるわけでありませう。

したがうしまして、私どもの持つそういう思想を土台として、さらに先般政府が出されました五、六項目にわたるところの今後行なう事項等を繰り込み、かつまた、それに必要な事項を加えた上立って、石炭鉱業事業法とい

るものを制定し、この法律によつて必要な規制を加えていくべきではないか、こつちの面を考へておるべきであります。

なお、参考までに、この石炭鉱業事業法の中において、さしずめ必要になつた問題は何かという、先ほど述べたような鉱区の調整、あるいは流通機構の整備といふことも含まれますけれども、それらを行なう前提として、炭田別に問題を検討し、必要、あるいはその条件の共通性等から、割合いかなり早い時点で達成し得るようなところにつきましては、会社の合併、企業の合併といふことも、この中で行なう必要があるのではないかと、多少回りくどい言い方をいたしましたけれども、炭田別に検討し、合併をしたほうがよろしいと思つたところについては、幾つかの炭鉱の合併等を行ない、そのことを通じて流通機構あるいは鉱区の調整、開発等における投資の效果的な措置を講ずべきであらうと考へるわけでありませう。

そういうことを含めたところの石炭鉱業事業法といふものを、今後政府においても御検討を願ひ、あるいは石炭鉱業審議会等の意見を十分徴して、ひとつその法律の確立等を考へていただきたいと思つておるわけでありませう。

非常に簡単でありませうが、その他こまかい点につきましては、従来からしばしば申し述べて参つておるわけで、私どもの基本的な考え方と、並びに三法案についての態度、今後の石炭政策について、今考へておる一つの重要な点について申し述べた次第であります。

以上で、私の陳述を終わります。

○委員長(武藤常介君) 次に、全国鉱業市町村会連合会会長坂田九十百君にお願ひいたします。

○参考人(坂田九十百君) 私は、ただいま御指名いただきました全国鉱業市町村会連合会の会長で福岡県田川市長の坂田九十百でございます。本日は当商工委員会におきまして審議されます産炭地域振興事業団法案は二法案について参考人として意見を開陳する機会を与えられましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

私は法案に対して意見を申し述べます前に、まず加速度的に加わつております石炭の構造的不況が地元産炭地市町村及びその住民に及ぼす影響を申し上げます。参考人として存じておるわけであります。

まず、全炭産の責任者といつたしまして、田川市のこののみを申し上げることはどうかと考へますけれども、その一例として、田川市の実情を申し上げますと、本年度の総予算は十二億三千八百八十一万六千六百円となつておるに、財源の見通しのつかないために、予算措置をしなければならぬものは三億一千万円あるわけでございます。その内訳は、生活保護費二億五千万円、一般失対費一千五百万円、給与改定に伴う人件費二千円、その他二千万円となつておるわけでございます。こつちの決算見込額は十五億四千八百八十一万七千円となっております。そのうち社会労働費、これは一般失対、生活保護あるいは緊急就労等でございますが、これが十億二百七十三万三千円となつておるに、決算見込額の六六・二%となつておるのでございます。

一方、歳入の面を申し上げますと、市税収入総額はわずかに三億二千八百万円でございまして、決算見込額の五分の一にも達せない状況でござい

ます。また、失業者の実態を申し上げますと、予算の数字が示しますように、一般失対あるいは緊急就労合わせまして、延べ三十七万人の就労が予定されておるのでござい

また、生活保護の状態は、昨年の十二月一日現在二千三百世帯でございまして、本年四月一日現在、二千四百四十二世帯と急激に増大いたしておりますのでござい

その他、長欠児童あるいは欠食児童、青少年の不良化の問題等、関係者の私どもといたしましては非常に心配をいたしておるのでござい

以上、田川市の実情をかいついで申し上げますのでござい

まず第一に、産炭地域振興事業団法案について意見を申し上げますが、結論から申し上げますと、私どもはこの法案には全く賛成するのであり

等の諸問題に対する対策のほかに、強力な積極的振興対策の必要を確信するものであります。

そこで私どもは、昨年の五月国会開催中、他の関係二団体とともに、産炭地

の三十九臨時国会におきまして、措置法が成立したもので、私どもは事業団設立を熱望し、昨年十二月、私ども

の立場から政府に対して、予算獲得の運動をいたし、十億計上せられるに至りました

以上、このたびも政府及び両院の先生方の御臨席を得ました、お手元に差し上げておりますような宣言、決議を採

三の要望がござい

産炭地域の事業経営者に対する設備資金の貸し付けが主となっております。

これは政府としても、十億程度の予算に縛られた第一段階としての事業範囲

またその後も機会あるごとに要望して参りましたように、およそ新事業の開

さらに産炭地等の発電事業は、私どもの当初からの、そして究極の願いで

このことを法制化しないことは、いわゆる

省庁との協議、折衝に相当困難な問題があるとも推察されるのでござい

次に、第二点といたしまして、昭和三十七年度事業団予算は十億円となつて

待しております事業はできないはずであります。少なくとも来年度におきま

第三点としては、この機会に、これは主として政府に対して申し上げたい

また、産炭地を速く離れた道県内の一般の市町村に認められたり、反対

の屋のごとくでありまして、かような地元産炭地市町村の軽視は、まことに遺憾であります

口、九州の各地区からこれを代表する

市町村長を小くとも四名は、これに参加し、事業団の運営が地元市町村に

以上、この法案について、事業団の事業範囲の拡大、事業団予算の増額、

以上、法案に対しまして意見を申し上げます

○委員長(武藤常介君) 次に、九州被害対策被害者組合連合会長栗田数雄君にお願

○参考人(栗田数雄君) 本日、ここに石炭合理化臨時措置法の一部改正にあ

を代表して発言を許していただきました



臨時措置法の一部改正によって新しく六百二十万トンの、何といいますが、買い上げが提案をされています。加えて、従来三十六年度までに残った量は確か六十万トンくらいというふう聞いております。それから保安の不良炭鉱で現在リストに載っているのが大体六十万トン。だとしますと、すでに七百二十万トンが買い上げの対象になり、ここからはみ出る労働者数はどのくらいあるのか。で、政府の説明によりますと、六百二十万トンの対象炭鉱が約六十八、対象労働者は一万人前後が、かりに現在の政府の計画による現状炭鉱常用労働者数は十九万六千人であり、将来の昭和三十八年度の段階で十七万六千人という計画がもし実行されるとしても、その差は二万人である。その二万人のうち、約一万人程度は今言う不良炭鉱あるいは合理化臨時措置法によって買い上げられる対象炭鉱の労働者、こういうふうにごまかすと、当面そこに重点を置いて雇用対策なり生活保障が行なわれてしかるべきではないかというふうに私もは考えます。したがって、かりに政府の計画にいう十七万六千人にどうしてもしなければだめだという固定観念ではなくて、それ以外に、現在合理化をしなければならぬ皆さんの問題がありますから、私はおそらくその制限除外の問題を除けば、一般的には一年間ぐらいの首切りストップがあっても、決して炭鉱本来の合理化、近代化に支障を来さずということではない、こういうふうな合理化の実態上申し上げることができると思っております。

したがって、今度政府のほうで設定された調査団も行けば、一万人の炭鉱労働者の雇用なり生活保障というものは非常に重大で、それが回答の中には、制限除外になっておりますから、その辺に重点を置いて調査を徹底的に、まず当面の緊急対策としてやっていたら、その後一体どうするのかが、それとあわせて炭鉱の埋蔵炭量なりあるいは石炭の賦存状態を調べて、総合的にやはり石炭合理化計画というものを新しく策定する必要がある。この段階で労働者が余るか余らないのかという点になりませんが、その時点で、私も十分そういふ案の策定の段階において組織的に批判を行ないたいと思っております。

したがって、従来炭労は石炭の合理化計画について反対をして参りました。が、できれば新しい政策においては、私も協力できる範囲のもので石炭政策を立案していただきたい。決してこのことは合理化の現状から無理ではない、こういうふうな判断をしておりませんので、どうかその点十分に諸先生方の御検討をわすれず、加えて調査団は、今言った方向に重点を置いて、徹底的な調査なり対策を立てるといふことを強く要望したいと思っております。

○吉田法晴君 坂田会長にお尋ねをいたしますが、産炭地域の指定について、指定漏れがあったということですが、具体的に例示して御説明をいただきたい。それが一点。

それから従来から政府の大臣も調査に参りました。それからそのときに安井自治大臣は、生活保護なりあるいは一般失対なり、産炭地の荒廃に伴う市町村財政の赤字は、これはまるまる見

ます、太鼓判を押して腹をたたくて約束された。それで平衡交付金の算定方法についても変えるという方針のようですし、それから三十六年度の特交では、その赤字をまるまる見るといふ特交の決定を見ましたと、三十六年度はすでにまあ終わったわけですが、あの言明が、特交なりそれからその年度の末の調整で、大臣の言明されたとおりに全部見られたかどうか、その点をお伺いをいたしたい。それが第二点。

それからこれは主として産炭地域振興事業団についてお述べをいたしましたが、産炭地域振興事業団法の審議にあたって御要望の点は、私もまただして参りたいと思っておりますが、ひとつ、口述でございますが、合理化法の改正によって鉱業権が削減をさせられます。そうすると、被害者のほうからも述べられましたけれども、鉱害問題についても残るものがあるのがあります。それから閉山後の労働者あるいは失業者が、従来相当ややはり滞留をしまして、いろいろ市町村に迷惑をかけておられますが、今までも十分できなかつた、それが住宅やなんぞは買い上げないというふうになりますと、六カ月過ぎる前後から、すぐに電灯の問題あるいは住宅の問題等が起こつてくるのじゃないかという心配をいたしますが、今までの実情も、簡単に御触れ願いましたけれども、そういう点について、合理化法あるいは保安法の改正によって買いつぶしということが起こつてくれば、さらに問題が拡大するのではなからうかという心配をいたしますから、その点についての御所見を承れば幸いです。

○参考人(坂田九百君) 産炭地域振興臨時措置法の六条で漏れておるのが福岡県の岡垣村、玄海町、長崎の佐世保市など、それから租税特別措置法の四十五条に漏れたのが北海道の夕張市などでございます。

それからこの産炭地の市町村の財政補てんの問題につきましては、三十六年度は、相当特別交付税等で考慮されております。三十七年度は今からございまして、どういふ措置がなされるのかよく存じませんが、おそらく生活保護あるいは緊急就労等の市負担分については、普通交付税あるいは特別交付税等で措置するのではなからうか、こういうふうには私どもは期待いたしておるわけでございます。

それから合理化法によって買い上げなされた炭鉱が、どういふふうにして市町村に影響をきたしておるか申しますと、これは小さい問題がたたくさんありまして、そういうものが市町村の財政を圧迫している。たとえば合理化法によって買い上げを申請する、そうすると、すでに炭鉱はやめてしまつて、そして電気あるいは水道もとめてしまつて、こういう問題がそれぞれの所在市町村に非常に重荷になってくるわけでございます。いまだに解決のつかない問題等がたたくさんございます。特にこの合理化法によって買い上げになる炭鉱については、将来水道の問題あるいはこの地域に滞留する炭鉱離職者の問題等については、もう少しそれぞれ市町村にシワ寄せにならないように、政府のほうで十分考慮をお願い申し上げます。こういうふうにごまかしてお

○吉田法晴君 時間がございませんから、十分な質疑はできませんけれども、一人一問ということに遠慮をいたしますが、最後に栗田さんにお尋ねをいたしますが、お述べになりました中心は、要するに買い上げに伴います鉱害の補償といふことか、あるいは復旧というものがどうなるか。従来買い上げ前に片づくものが多かったのか、あるいは買い上げ後に引き継がれるものが相当残つておるのか、もし買い上げ後に未確定鉱害あるいは認定鉱害でないもの、それが事業団に買いとられてお話のように鉱業権の削減をさせる、買い上げ、あるいは閉山をいたしました鉱山には、なかなかいってつても話にならぬだろう。それから事業団は買い上げませんから、事業団も受け付けない。こういうことが起こつて参ると思つてますが、その辺の実態を多少今までの実例から、抽象的ではなくて、なるべく具体的に、今後の心配をお述べをいただきたい。それから特に臨鉱法のときに問題になっておりました灌漑排水のポンプだとか、あるいは復旧不適地といふものか、残つておる問題等、どうなるのか、その辺をあわせて御説明をいただきたい。

○参考人(栗田数雄君) 今までは事業団でやつておりました際の鉱害は、事業団が買取前に鉱害が処理されておつたものと、事業団に移つてその後事業団が処理したものの計数は、私はよく承知いたしております。しかしながら実態を観察しますと、約半々でなからうかと考えております。御承知のようになり新聞紙上をにぎわしております事業団に多数の人が押しかけて、あそ





